

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総 務 省

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案」において特別法人事業税（国税）を創設することに併せて、法人事業税の税率を引き下げる。

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (国税)
	(復元後)	(改正後)	(創設)
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 %	⇒ 1 %	税額の 2 6 0 %
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 %	⇒ 7 %	税額の 3 7 %
収入金額課税対象法人	1. 3 %	⇒ 1 %	税額の 3 0 %

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を 1 %分軽減する。（平成31年10月 1 日～平成32年 9 月30日の間の措置）

保有課税の恒久減税

◎ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

平成 31 年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

◎ 地方税財源の確保等

（１）環境性能割の税率の適用区分の見直し〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

- 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

（２）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し〔原則：平成 33 年 4 月 1 日施行〕

- 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。
- 消費税率引上げに配慮し、現行制度を 2 年間延長した上で、平成 33 年 4 月 1 日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

（３）エコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等の見直し〔平成 31 年 4 月 1 日施行〕

- 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。

※平成 31 年 4 月 1 日～9 月 30 日の間の措置

（４）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

〔原則：平成 31 年 4 月 1 日施行〕

- 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

※自動車重量譲与税法の改正

（５）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲〔平成 46 年 4 月 1 日施行〕

- （１）～（４）の措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成 46 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する。

※地方揮発油譲与税法の改正

（６）その他〔平成 31 年 10 月 1 日及び平成 34 年 4 月 1 日施行〕

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

〔改正前：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%〕

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減〔平成 31 年 10 月 1 日施行〕

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1 % 分軽減する。

〔登録車〕	税率	臨時的軽減	〔軽自動車〕	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税		非課税	非課税
	1.0%	非課税		1.0%	非課税
	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
	3.0%	2.0%			

3 個人住民税

◎ ふるさと納税制度の見直し〔原則：平成 31 年 6 月 1 日施行〕

ふるさと納税制度について、以下のとおり見直しを行う。

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

◎ 住宅ローン控除の拡充に伴う措置〔平成 31 年 4 月 1 日施行〕

- 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11 年目～13 年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

◎ 個人住民税の非課税措置〔原則：平成 33 年 1 月 1 日施行〕

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

4 主な税負担軽減措置等

〔原則：平成 31 年 4 月 1 日施行〕

- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を 2 年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を 5 年延長（狩猟税）